

第 467 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 4 年 3 月 23 日（水）岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

市岡室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ、第 467 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日は全委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、傍聴の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、ここからの進行を浅井会長にお願いいたします。</p>
浅井会長	<p>これより第 467 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題 1「特定最低賃金改正の意向表明について」です。 事務局から説明してください。</p>
加賀専門監	<p>令和 4 年度に特定最低賃金の新設、改正又は廃止の申出を行う場合は今年度末までにその意向表明をしていただくことになっております。</p> <p>資料 1 ページを御覧下さい。</p> <p>日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長から「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「岐阜県自動車・同附属品製造業」、「岐阜県航空機・同附属品製造業」の 3 件の特定最低賃金について改正の意向表明がありましたことを御報告いたします。</p> <p>ここで特定最低賃金改正の申出要件について説明します。</p> <p>資料 3 ページを御覧下さい。</p>

	<p>申出必要者数は、適用労働者数の概ね3分の1以上となっていますので、申出に当たっては企業内最低賃金に関する労働協約の適用労働者数がこの申出必要者数以上となることを疎明する資料を必ず添付していただくようお願いします。</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	<p>次は、議題2「運営小委員会報告について」です。</p> <p>宮坂委員長から報告をお願いします。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、2月17日に開催しました運営小委員会における協議内容について御報告します。</p> <p>運営小委員会では、来年度の「審議方針（案）について」、「審議日程（案）について」、その他として「審議会委員の研修会等の実施について」、「県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見陳述について」、以上について協議しました。</p> <p>詳細を事務局から説明してください。</p>
市岡室長	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>まず、令和4年度の「審議方針（案）について」です。</p> <p>資料5ページを御覧下さい。</p> <p>下線部分が変更点となっていますが、従来どおり、岐阜県最低賃金は令和4年10月1日の発効、特定最低賃金は令和4年12月21日の発効を目途とするとしています。</p> <p>次に、「審議日程（案）について」です。</p> <p>まず、令和4年度上半期までの審議日程（案）を御説明します。</p> <p>資料7ページを御覧下さい。</p> <p>第1回運営小委員会を6月17日（金）午前10時から、県最賃の改正諮問に係る本審を7月5日（火）午後2時から、中央最低賃金審議会の目安伝達及び特定最低賃金改正の必要性諮問に係る本審を7月29日（金）午後2時</p>

から、そして同日本審終了後の午後 3 時から県最賃の第 1 回専門部会を、第 2 回専門部会を 8 月 1 日（月）午後 1 時 30 分から、第 3 回専門部会を 8 月 2 日（火）午後 1 時 30 分から、第 4 回専門部会を 8 月 5 日（金）午前 9 時 30 分から、そして専門部会終了後の同日午前 11 時から県最賃の答申及び特定最低賃金額改正諮問に係る本審を予定しております。

また、異議申出があった場合の本審を 8 月 23 日（火）午前 10 時から、そして最後に 9 月 12 日（月）午後 1 時 30 分から特定最賃合同専門部会としております。

今回は、下半期の本審の日程（案）についても御提案いたします。

特定最賃の改正発効日を 12 月 21 日とするには 10 月 21 日が答申の期限となり、異議審は 11 月 8 日（火）午前中が開催期限となります。

それを踏まえまして、特定最賃の答申にかかる本審を 10 月 21 日（金）午前 10 時から、異議審を 11 月 8 日（火）午前 10 時から、そして特定最賃改正決定の意向表明にかかる本審を 3 月 16 日（木）午後 4 時 30 分からと予定しております。

以上が審議日程（案）です。

続けて御説明いたします。

「審議会委員の研修会等の実施について」ですが、令和 2 年度と令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症が収束しない状況から審議会委員の研修会等は実施いたしませんでしたが、感染症の状況が現在も予断を許さない中、現時点では令和 4 年度も実施しないことといたしました。

最後に、「県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取について」ですが、これにつきましては、最低賃金法第 25 条及び最低賃金審議会令第 11 条に基づき公示により意見を求めており、例年、県労連から意見書

	<p>が提出されておりますが、さらに県労連からは審議会において直接意見陳述を求めるとの要請が毎年出されております。</p> <p>これにつきましては、「『意見の趣旨は書面で十分表明される。』とした平成26年度審議会決議を尊重する。」ということ、令和2年度と3年度に審議会で決議をいただきましたが、先の運営小委員会では令和4年度においても例年どおり意見陳述は行わないといたしました。</p> <p>以上、御報告いたします。</p>
宮坂委員長	以上が運営小委員会における協議内容の報告です。
浅井会長	<p>ただ今の運営小委員会からの報告について御意見を伺います。</p> <p>まず、「令和4年度の審議方針（案）について」、労働者側から御意見をお願いします。</p>
隣垣委員	特にありません。
浅井会長	使用者側はいかがですか。
安藤委員	ございません。
浅井会長	<p>異議がないようですので、この案のとおり決定いたします。</p> <p>次に「審議日程（案）について」、御意見を伺います。</p> <p>労働者側はいかがですか。</p>
隣垣委員	ありません。
浅井会長	使用者側はいかがですか。
安藤委員	ありません。

浅井会長	<p>異議がないようですので、この案のとおり決定いたします。</p> <p>次に「審議会委員の研修会等の実施について」ですが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、現時点では実施しないこととしたことについて御意見を伺います。</p> <p>労働者側はいかがですか。</p>
隣垣委員	特にありません。
浅井会長	使用者側はいかがですか。
安藤委員	このような状況下ではそういった判断しかないのかなと思います。
浅井会長	<p>異議なしということで、報告のとおり決定いたします。</p> <p>次に「県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取について」ですが、例年どおり意見陳述は行わないとした運営小委員会報告について御意見を伺います。</p> <p>労働者側はいかがですか。</p>
隣垣委員	小委員会報告のとおりで良いかと思います。
浅井会長	使用者側はいかがですか。
安藤委員	同じ意見でございます。
浅井会長	<p>異議なしということで、報告のとおり決定いたします。</p> <p>最後に、議題3「その他」ですが事務局から何かありますか。</p>
市岡室長	<p>本日は今年度最後の審議会となります。</p> <p>今年度末をもちまして蜂矢委員と小川委員が退任されることとなりました。</p> <p>蜂矢委員は平成30年4月に、小川委員は令和3年4</p>

	月に就任され、それぞれ労働者側委員として御活躍いただきました。
浅井会長	それでは、蜂矢委員から順にひと言ずつ御挨拶をお願いいたします。
蜂矢委員	(挨拶)
小川委員	(挨拶)
浅井会長	先ほどもありましたが、本日は今年度最後の審議会となりますので、大地局長から御挨拶をいただきたいと思ひます。
大地局長	<p>岐阜労働局を代表しまして、ひと言お礼を申し上げます。</p> <p>まず、御退任されます蜂矢委員、小川委員におかれましては、これまで岐阜地方最低賃金審議会の円滑な審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>今後とも労働行政に対する御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>さて、今年度の地方最低賃金審議会のスケジュールは、本日の審議会をもちまして終了となります。</p> <p>今年度も新型コロナウイルス感染症による厳しい状況下での審議となりましたが、浅井会長をはじめ委員の皆様のおかげをもちまして、無事答申をいただくことができましたことにあらためて感謝を申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>来年度の審議におきましても、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、また、御意見の隔たりも予想されるころではございますが、委員の皆様方には引き続き円滑な審議に御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
浅井会長	そのほかに事務局から何かありますか。

市岡室長	特にございません。
浅井会長	議事は以上です。 以上をもちまして閉会といたします。